

# 北海道議会議員の定数・選挙区の見直し (北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例) の概要

## 1 改正の趣旨

本道における人口の減少及び人口減少地域が抱える様々な課題に鑑み、総定数及び選挙区について所要の改正を行ったものです。

## 2 改正条例の概要

### (1) 総定数の見直し

101人 → 100人

### (2) 選挙区の区割りの見直し

#### ① 選挙区の数

47選挙区 → 46選挙区

#### ② 選挙区の変更

美唄市選挙区を空知地域選挙区に合区し、美唄市選挙区を廃止します。

## 3 施行期日等

改正条例による定数・選挙区は、次の一般選挙（地方公共団体の議会議員の定数全員について行う選挙）から適用されます。